

別記第25号様式の4（第15条の2関係）

産業廃棄物処理施設において処理する
一般廃棄物に係る届出受理書

十環生第3104号
令和3年（2021年）3月25日

住所 北海道中川郡本別町上本別10番地3
氏名 小川建設工業株式会社
代表取締役 小川 哲也 様
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道知事 鈴木 直道

令和3年（2021年）3月17日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次の届出書を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	北海道足寄郡足寄町芽登2133番、 2134番、2135番1、2137番1、2138番1、 6823番、6826番
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場 管理型最終処分場
産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類	燃え殻、廃プラスチック類（石綿含有一 般廃棄物含む）、紙くず、木くず、繊維 くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属く ず、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物含 む）、がれき類（石綿含有一般廃棄物含 む）、動物の死体若しくはばいじん又は これらの一般廃棄物に該当しないもの （特別管理一般廃棄物であるものを除 く。）
産業廃棄物処理施設の設置に係る 許可の年月日及び許可番号	平成29年（2017年）8月18日 十環生第1607号
法第15条の2第4項の規定により 産業廃棄物処理施設に係る法第15条 第1項の許可に付された条件	*****